

猪名川町農業用施設改修事業補助金

補助金の概要

農業用施設の修繕箇所が増加、老朽化対策として地元施工による農業用施設の改修・修繕費用の一部を補助する事業です。

補助額

工事費用の1 / 3以内 ※千円未満切捨て

- ・10万円以上の工事が対象、補助金の上限額は100万円まで
- ・町の予算の範囲内での交付となりますので、要望箇所が多数の場合、緊急性の高い施設から順に対象といたしますのでご了承ください。

補助対象者

農業用施設の管理者又は利用している農業者及び農業者団体

補助対象施設

農業用排水路、農業用道路、農業用取水施設、農業用ため池などの農業用施設

補助対象事業

以下に掲げる全ての要件を満たす事業。

- ①修繕等に要する工事費の額が10万円以上の事業であること。
- ②受益戸数2戸以上の農業用施設であること。
- ③草刈りや泥上げ等の維持管理が適正に行われている農業用施設であること。
- ④当該農業用施設を修繕するに当たり、国、地方公共団体等による補助を受けていないこと。
- ⑤通常の維持管理として行うべき工事又は適正な管理を怠ったことによる修繕工事でないこと。

申請期限

工事着手前年度の9月末までに役場までご相談ください。

【お問い合わせ】

猪名川町役場 農業環境課 農政担当

電話:072-766-8709

住所:猪名川町上野字北畑11番地の1